

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月15日

【事業年度】 第68期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

【会社名】 カゴメ株式会社

【英訳名】 KAGOME CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 秀訓

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052)951 - 3571

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 篠岡 尚久

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052)951 - 3571

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 篠岡 尚久

【縦覧に供する場所】 カゴメ株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号(日本橋浜町Fタワー13階))

カゴメ株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原三丁目5番36号(新大阪トラストタワー15階))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月15日に提出いたしました第68期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

1. 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況(平成24年6月15日現在)
社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

1. 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況(平成24年6月15日現在)

(訂正前)

社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役江尻隆は、西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士であり、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。社外監査役村田守弘は、村田守弘会計事務所代表・公認会計士・税理士であり、財務および税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。

なお、いずれも、当社との間に特別な利害関係はありません。

また、当該社外監査役が役員である会社等又は役員であった会社等と、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。その内容は以下の通りであります。

- ア．当社又は当社の関係会社の業務執行者でないこと
- イ．当社を主要な取引先とする者又は業務執行者でないこと
- ウ．当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと
- エ．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家でないこと
- オ．当社の主要株主でないこと
- カ．当社又は当社の関係会社の会計参与でないこと

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役江尻隆は、西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士であり、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。社外監査役村田守弘は、村田守弘会計事務所代表・公認会計士・税理士であり、財務および税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。

なお、いずれも、当社との間に特別な利害関係はありません。

また、当該社外監査役が役員である会社等又は役員であった会社等と、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。その内容は以下の通りであります。

- ア．当社又は当社の関係会社の業務執行者でないこと
- イ．当社を主要な取引先とする者又は業務執行者でないこと
- ウ．当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと
- エ．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家でないこと
- オ．当社の主要株主でないこと
- カ．当社又は当社の関係会社の会計参与でないこと

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。また、コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。なお、社外監査役とは経営企画室が必要に応じてミーティングを行っており、タイムリーで適切な経営情報提供に努めております。また今後においては、外部からの客観的な経営監視機能の更なる充実に向け、社外監査役の増員や社外委員からなる各種諮問委員会の設置等を検討していく所存であります。